

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（登録申請書の添付書類） 第三条（略） 一―四（略） 五 登録の有効期間における浄化槽管理士の研修計画 六 条例第三条第三項の規定による登録の更新の場合にあつては、浄化槽管理士の研修の受講証明書の写し（直近の登録の有効期間内に受講した研修の受講証明書に限る。） 2 条例第十二条第五項ただし書に規定するやむを得ない理由がある場合には、前項第六号の書類を添付することを要しない。</p>	<p>（登録申請書の添付書類） 第三条（略） 一―四（略）</p>

別記様式第一号、別記様式第三号から別記様式第十号までの様式及び別記様式第十二号から別記様式第十五号までの様式中「㊦」を「㊧」を「㊨」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項第六号及び同条第二項の規定にかかわらず、施行日において広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年広島県条例第十四号）第三条第一項又は第三項の規定により登録又は更新の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、施行日から当該登録又は更新の登録の有効期間が満了するまでの間は、新規則第三条第一項第六号及び同条第二項の規定は、適用しない。